

## 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年5月29日環境庁告示第40号)(抄)

改正案	現行
<p>別表</p> <p>第1章 公害疾患特掲診療費</p> <p>第1 診察料</p> <p>1 公害疾患相談料 (略)</p> <p>2 公害外来療養指導料 5,100円(510点)</p> <p>注1 公害外来療養指導料は、指定疾病(公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。</p> <p>2 削除</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、<u>注3</u>の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>別表</p> <p>第1章 公害疾患特掲診療費</p> <p>第1 診察料</p> <p>1 公害疾患相談料 (略)</p> <p>2 公害外来療養指導料 5,100円(510点)</p> <p>注1 公害外来療養指導料は、指定疾病(公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。</p> <p>2 <u>居室において療養を行っている気管支ぜん息又はぜん息性気管支炎の患者に対して、ピークフローメーターを使用した場合は、所定の額に250円(25点)を加算する(以下「ピークフローメーター加算」という。)</u>。この場合において、<u>ピークフローメーターの使用方法及びピークフローメーターを用いた療養に関する指導を行ったときは、1回目のピークフローメーター加算を行うべき月に限り更に2000円(200点)を加算する。</u></p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、<u>注2及び注3</u>の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>7 (略)</p>

